

播磨科学公園都市の新たなあり方検討協議会 設置要綱（案）

（設置）

第1条 播磨科学公園都市の維持・活性化等に係る現状・課題を共有し、今後の新たなまちのあり方を協議するため、播磨科学公園都市の新たなあり方検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について共有及び検討を行う。

- （1）播磨科学公園都市に係る事業の現状及び課題
- （2）播磨科学公園都市に係る今後の新たなまちのあり方
- （3）その他、播磨科学公園都市に係る今後の事業のあり方に関し必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる委員で組織する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、本要綱の施行の日から令和8年3月31日までとする。

（事務局）

第5条 協議会の事務局は、兵庫県企業庁地域整備振興課に置く。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、事務局が招集する。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ事務局の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 事務局が播磨科学公園都市の維持・活性化の検討等にあたり必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（作業部会）

第7条 第2条に定める事務を機動的に行うため、作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

（謝金）

第8条 委員（県の職員又は市町等の職員である委員を除く。）が会議その他の協議会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第6条第2項の規定に基づき、委員の代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。
- 3 第6条第3項の規定に基づき、事務局が必要と認めた委員以外の者が会議に出席した

ときは、この者に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第9条 委員（県の職員又は市町等の職員である委員を除く。）が協議会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。

3 第6条第2項の規定に基づき、委員の代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、旅費を支給する。この場合において、旅費の額は、委員と同様の取扱いとする。

4 第6条第3項の規定に基づき、委員以外の者が会議に出席したときは、この者に対して、旅費を支給する。この場合において、旅費の額は、委員と同様の取扱いとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、兵庫県企業庁地域整備振興課が処理することとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月13日から施行する。

別 表

「播磨科学公園都市の新たなあり方検討協議会」委員名簿

(順不同・敬称略)

区 分		所 属 ・ 役 職	氏 名
地元市町		たつの市長	山本 実
		上郡町長	梅田 修作
		佐用町長	江見 秀樹
有 識 者	地域政策・地域 経済、福祉	兵庫大学 生涯福祉学部 教授	田端 和彦
	都市計画	兵庫県立大学 環境人間学部 教授	太田 尚孝
	都市政策	関西学院大学 建築学部 教授	清水 陽子
	地方財政	関西学院大学 経済学部 教授	上村 敏之

ア ド バ イ ザ ー	研究機関、 科学技術	国立研究開発法人 理化学研究所 放射光科学研究センター センター長室 高度研究支援専門職	伊藤 裕文
	建築・ 都市デザイン	大阪公立大学 特別教授	橋爪 紳也
	地域政策・ 地域活性化	兵庫県政策コーディネーター	岩浅 有記

兵庫県	副知事	服部 洋平
	兵庫県立大学理学部長	吉久 徹
	総務部長	有田 一成
	企画部長	守本 豊
	福祉部長	岡田 英樹
	保健医療部長	山下 輝夫
	産業労働部長	小林 拓哉
	土木部長	宇野 文章
	公営企業管理者	梶本 修子
	病院事業管理者	杉村 和朗
	教育長	藤原 俊平
	西播磨県民局長	城下 隆広

「播磨科学公園都市の新たなあり方検討協議会」の謝金について

播磨科学公園都市の新たなあり方検討協議会設置要綱第7条に規定する謝金の額は、次のとおりとする。

委員の区分	謝 金 の 額	
委 員	日 額	12,600円

※ 「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和35年兵庫県条例第24号）第2条別表第1のうち、所掌事務を鑑みて「長期ビジョン審議会」の報酬の額を準用する。